

和歌山市産業廃棄物処理指針

和歌山市市民環境局環境事業部

目 次

はじめに	1
第1章 処理指針策定にあたって	1
第1節 処理指針策定の背景	1
1 和歌山市におけるこれまでの取組み	1
2 和歌山県の廃棄物処理計画について	2
3 廃棄物処理法に関する法律の主な変遷	4
第2節 目的	6
第3節 処理指針の位置付け	6
第4節 対象廃棄物	6
第5節 市勢概要	7
1 地勢	7
2 人口	7
3 産業構造	8
4 土地利用	9
第2章 産業廃棄物の現状	10
第1節 排出状況等	10
1 排出から処理・処分の流れ	10
2 排出の状況	11
3 中間処理等の状況	12
4 中間処理業の処理実績	13
5 最終処分の状況	14
6 市域を越えて処理される産業廃棄物	15
7 特別管理産業廃棄物の状況	16
8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等	17
9 産業廃棄物に係る苦情件数の推移	17
第2節 産業廃棄物処理業者等の状況	18
1 産業廃棄物処理業の状況	18
2 中間処理施設の設置状況	19
3 最終処分場の設置状況	19

第3章 現状からみえる課題	20
1 産業廃棄物の発生量・処理量等の実態把握が必要	20
2 産業廃棄物の処理料金・処理体制が不明瞭である	20
3 「産業廃棄物」・「産廃」のイメージが悪い	20
4 排出事業者への指導啓発が必要である	20
5 中間処理施設の内、焼却施設を増やす必要がある	20
6 中間処理施設がない品目については、施設を設置する必要がある	21
7 最終処分場確保の必要性の見極め	21
8 排出事業者における最終処分量の削減が必要である	21
第4章 和歌山市におけるこれからの産業廃棄物の処理指針	22
第1節 処理指針の基本方針	22
第2節 行動計画の策定	22
1 知ることにに関して	22
2 理解することに関して	24
3 行動することに関して	25
4 情報を共有すること（情報収集及び情報公開）に関して	26
5 継続すること（伝えること）に関して	26
第3節 関係者の役割	27
1 排出事業者の役割	27
2 処理業者の役割	28
3 市民の役割	31
4 市の役割	32
第5章 おわりに	36
＜参考資料＞	
1 産業廃棄物関連の法体系	
2 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例フロー	
3 産業廃棄物施設に係る事務手続フロー	
4 産業廃棄物の種類と具体例	
5 産業廃棄物中間処理場一覧表	
6 産業廃棄物中間処理場位置図	

はじめに

今日、環境問題は、日本を含む先進国の産業の多様化・高度化等により複雑化し、地球温暖化・オゾン層の破壊等の地球規模での環境破壊が起きている。また、廃棄物問題に関しては、廃棄物量の増大、質の多様化が進む中において、適正処理がますます困難な状況であり、環境への負荷の低減化を図るため、関係者による積極的な努力が求められている。

このような現状にあって、とりわけ中間処理施設（特に焼却施設）が少なく、また、最終処分場がない本市においては、都市環境及び生活環境の保全を図りながら、産業廃棄物の発生から処分に至るまでの適正な処理の推進と減量化・資源化の推進を図ることが不可欠な状況となっている。

このため、本市では、現在国をあげて推進している廃棄物の排出抑制、廃棄物を資源とする循環型社会の実現に向けた活動を進め、市民が「豊かで安心して暮らせる社会の構築に向けて、排出事業者、処理業者、市民、行政の各主体が意識し、連携し、それぞれの役割を果たす。」ことを基本理念として、産業廃棄物の適正処理に向けた平成 22 年策定の和歌山市産業廃棄物処理指針を、今回の改定において、データを最新のものに入れ替えるとともに、内容の見直しを行った。

第 1 章 処理指針策定にあたって

第 1 節 処理指針策定の背景

1 和歌山市におけるこれまでの取組み

(1) 産業廃棄物課の業務

平成 13 年 4 月に産業廃棄物に係る事務を所管する課として独立し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定されている産業廃棄物に係る許可や PCB 特別措置法に係る業務等を行っている。平成 15 年 4 月から建設リサイクル法関係の届出等の事務が、平成 16 年 4 月からは自動車リサイクル関係の事務も加わっている。

また、毎年、産業廃棄物処理業者から前年度に取り扱った産業廃棄物の量について、和歌山県からの実績報告に基づき、市域での産業廃棄物の移動状況の把握に努めている。

本来、排出事業者責任で処理しなければならない産業廃棄物のうち、焼却炉の規制強化に伴い、家具製造業等からの木くずについては事前登録することにより、市の廃棄物処理施設への持込を有料で認めている。

(2) 和歌山市における過去の裁判事例

① 平成 13 年 4 月に提訴された「損害賠償請求事件」

市が設置許可した安定型産業廃棄物の最終処分場の使用前検査の段階で、設置計画に重大な瑕

疵がある、また、防水・防災の対策が講じられていないという技術基準の不適合の理由で許可を取り消した。このため、設置費用等の損害賠償を求められたものである。3年越しの裁判中に原告との和解が成立し、市が和解金を原告及び地権者に支払った。

② 平成13年5月に提訴された「産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求事件」

産業廃棄物処理施設（焼却施設）の設置許可申請を不許可処分としたため、事業者から提訴されたものである。和歌山地方裁判所での1審では、不許可処分の取消し判決が出され、市側が敗訴した。市側の控訴により大阪高等裁判所での審理途中で事業者が訴えの取下げを申請し、市側がこれに同意することで、裁判は終結した。

（3）条例の制定

上述の焼却炉の設置問題から波及し、廃棄物処理法に規定されている産業廃棄物処理施設設置の設置許可申請以前に関係住民に施策の内容について周知し理解してもらうため、平成13年3月28日に「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」（以下「紛争予防条例」という。）を制定した。

条例制定後、同条例を適用した産業廃棄物処理施設は、平成24年度末で、破碎施設が7施設、汚泥の脱水施設が2施設、焼却施設が1施設の10施設がある。

これらのうち焼却施設の設置に関しては、関係住民からの設置反対署名も市に提出されるなどし、紛争予防条例に基づく事業計画が提出され、廃棄物処理法の設置許可が下りるまで、かなりの時間を要した。

平成25年4月1日から、和歌山市における産業廃棄物の不適正な処理の未然防止及び早期是正を図ることを目的とした「和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」が施行された。

2 和歌山県の廃棄物処理計画について

県では、平成14年度に県内の一般廃棄物・産業廃棄物を含めた廃棄物の処理についての「和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、県の抱える重要課題、課題解決のための基本方針、取り組みの方向、目標、関係者の役割・責務等を定め実施してきたが、平成22年度の目標値を達成するために中間見直しを行い、県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展及び循環型社会の推進を図るために、平成19年3月「第2次和歌山県廃棄物処理計画」を策定した。

この廃棄物処理計画において解決すべき和歌山県の重要課題として、「高い水準にある廃棄物排出量と低い水準にある再生利用率」、「廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存」、「依然としてなくならない不法投棄等」、「災害廃棄物への対応」を掲げ、課題解決のための基本方針として、県内資源循環システムの構築“資源の採取・生産・消費・再資源化に至る資源循環の「環」の構築”が定められている。

この計画で、産業廃棄物について、県は「産業廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さ

ない。」を方針として、県内発生産業廃棄物の県内適正処理体制の構築を目指している。県では、平成9年に知事の承認なしに県外産業廃棄物を県内で処分・保管してはならないという「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」を定めている。

また平成24年3月に「第3次和歌山県廃棄物処理計画」が策定された。これは、「第2次和歌山県廃棄物処理計画」を見直したものであり、その目標の達成により県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展及び循環型社会の推進を図るものである。

県の処理計画によれば、平成27年度の産業廃棄物の処理目標値は、排出量4,188千t、再生利用率60%、最終処分量100千tとなっている。

平成27年度の産業廃棄物の種類別目標値

[単位：千t/年]

種類	排出量	再生利用		減量化		最終処分	
		量	%	量	%	量	%
燃え殻	0	0	7	0	0	0	93
汚泥	759	190	25	554	73	13	2
廃油	23	16	70	7	30	0	0
廃酸	52	30	58	22	42	0	0
廃アルカリ	32	4	12	28	88	0	0
廃プラスチック類	25	20	80	3	13	2	7
紙くず	1	0	34	0	40	0	26
木くず	33	31	93	2	6	0	1
繊維くず	0	0	69	0	28	0	4
動植物性残さ	14	14	98	0	2	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	100
金属くず	9	9	95	0	0	0	5
ガラス陶磁器くず	62	58	93	0	0	4	7
鉱さい	1,141	1,107	97	0	0	34	3
がれき類	687	653	95	0	0	34	5
ばいじん	1,157	197	17	960	83	0	0
動物のふん尿	149	149	100	0	0	0	0
その他産業廃棄物	41	30	74	3	7	8	19
合計	4,188	2,505	60	1,580	38	100	2

注) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

[和歌山県廃棄物処理計画(平成23年度～平成27年度)から抜粋]

3 廃棄物処理に関する法律の主な変遷

廃棄物の処理については、清掃法に基づき、市街地区域を中心とする区域内の汚物の処理として実施されてきたが、わが国の経済社会活動の拡大等に伴って、大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物が排出されるようになり、環境汚染がもたらされたことにより、清掃法が全面改正された。

また、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立する等、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45 年に廃棄物処理法が制定された。

これ以降、廃棄物処理法は次のような改正を経て現在にいたっている。

・昭和 51 年改正

産業廃棄物の処理に関する規制の強化が行われた。

・平成 3 年改正

大量生産、大量消費を基調とする経済規模の拡大、利便性を求める消費者欲求の高まり、産業構造の高度化等を背景として、廃棄物の排出量の増大、質の多様化が一層進むとともに、最終処分場等廃棄物処理施設の確保難、不法投棄の社会問題化といった廃棄物をめぐる諸課題に対応して、将来にわたる廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物処理体制の拡充強化を図った。

・平成 9 年改正

最終処分場の逼迫、施設の設置をめぐる地域紛争の激化、不法投棄などの主として産業廃棄物をめぐる諸問題に対応して、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理の安全性・信頼性の向上、不法投棄対策を三つの柱とする総合対策を講じた。

・平成 12 年改正

廃棄物について適正かつ安全な処理体制を整備し、廃棄物の処理や処理施設に関する規制の一層の強化、産業廃棄物の適正な処理を確保するための産業廃棄物管理票制度の見直し、不法投棄等が行われた場合に原状回復等を命ずる措置命令制度の強化、廃棄物の違法焼却の禁止等の措置を講じ、廃棄物の不適正処理を防止することとした。

・平成 15 年改正

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化を促進し、適正に廃棄物が処理される体制を整備するため、依然として後を絶たない悪質な不法投棄等の不適正処分に対し、一層厳格な姿勢で臨むための制度の強化を図るとともに、リサイクルなどの取組みが効率的かつ円滑に実施されるよう制度の合理化を図ることが喫緊の課題となっていることから、不法投棄の未然防止とリサイクルの促進等の措置を講じた。

・平成 16 年改正

硫酸ピッチの不適正な保管といった悪質な廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たず、また、廃棄物の処理施設における甚大な事故が発生するなど、廃棄物をめぐる問題の解決がなお喫緊の課題となっていることから、こうした不法投棄問題等に対応する規制の強化等を講じた。

- ・平成 17 年改正

大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化、無確認輸出に関する罰則の強化等の措置を講じた。

- ・平成 18 年改正

廃石綿等の無害化処理に係る環境大臣の認定制度や令第 7 条許可対象施設の創設、石綿含有（一般・産業）廃棄物の処理基準が創設された。

- ・平成 19 年改正

「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」を産業廃棄物として追加した。

- ・平成 21 年改正

P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を促進するため、無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物に、微量 P C B 汚染廃電機機器を追加するとともに、環境大臣が無害化処理に係る認を行う際の無害化の内容の基準等を定め、P C B 廃棄物の焼却施設の維持管理の基準として、P C B 量の測定に関する規定などに対応する記録の閲覧や記録事項を追加した。

- ・平成 22 年改正

排出事業者による適正処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進、収集運搬業の許可の合理化等が行われた。

第2節 目的

和歌山市の産業廃棄物に関する現在抱える課題を解決するために、基本方針と行動計画を策定し、循環型社会の実現に向けて、安心・安全・安定的な産業廃棄物処理体系の構築を図るための指針とすることを目的とする。

第3節 処理指針の位置付け

和歌山市における産業廃棄物行政は、廃棄物処理法第5条の5に基づいて策定されている和歌山県の廃棄物処理計画が基本となる。

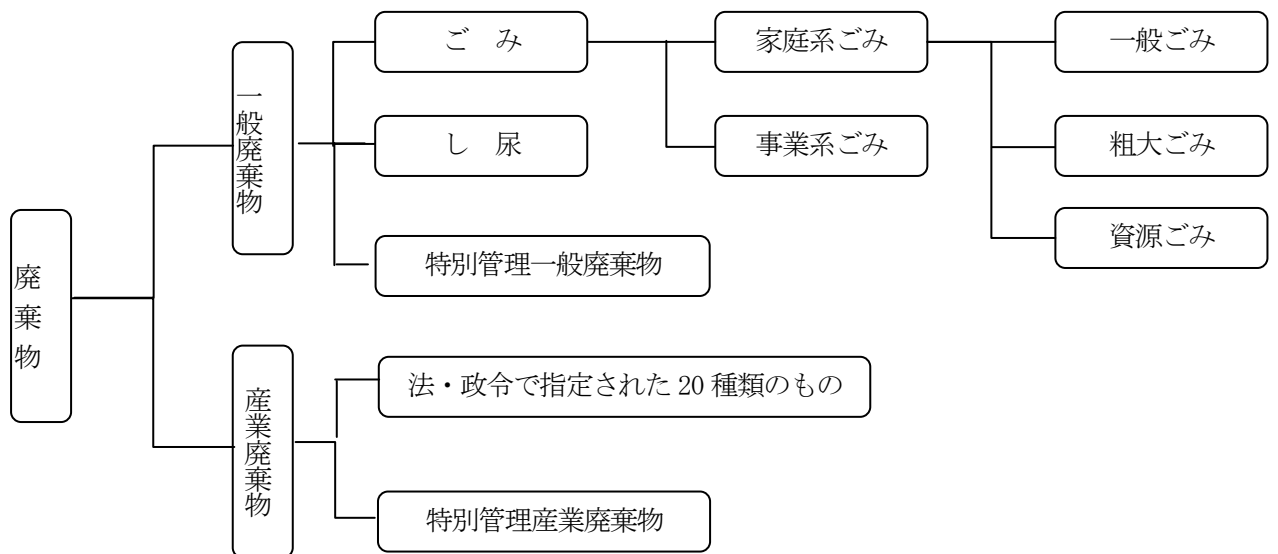
この計画は、国が平成13年5月に策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して、環境省令で定める基準に従って、和歌山県内における廃棄物の減量、その他その適正な処理に関し策定されたものである。

したがって、今回策定する産業廃棄物処理指針については、この計画の目標達成に向けたものでなければならない。

また、市が策定している和歌山市長期総合計画や和歌山市環境基本計画との整合性も図る必要がある。

第4節 対象廃棄物

本指針は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物」を対象とし、一般廃棄物・特別管理一般廃棄物は対象としない。



廃棄物の区分

第5節 市勢概要

1 地勢

本市は、紀伊半島の西北端に位置し、北は緑豊かな和泉山脈ののどかな山並みと、東は和歌山東山地に囲まれ、西は風光明媚な紀淡海峡に面し、紀の川河口の沖積平野に位置する和歌山県の県都である。

市域は、東西に29.0km、南北に17.5kmで、総面積が210.25k㎡（平成21年7月現在）あり、その中央を東西に悠々と横たわる紀の川の清流は、遙か奈良県大台ヶ原を起点に古来から流域周辺に恵みをもたらし、社会や産業の繁栄、発達に貢献してきたまちの発展推進力であるとともに、和歌山城と並ぶ、まち風景を特徴づける重要なシンボリック的存在である。

2 人口

本市の人口は昭和60年を境に減少傾向にあるが、世帯数はおおむね増えつづけており、1世帯当たりの人口は、少なくなって核家族化が進んでいる。

人口世帯推移表

（各年12月31日現在）

年別	世帯数	人口（人）	1世帯当たりの人口（人）
昭和45年	103,411	365,267	3.53
昭和50年	116,333	389,717	3.35
昭和55年	126,196	400,802	3.18
昭和60年	128,362	401,352	3.13
平成2年	132,843	396,553	2.99
平成7年	139,875	393,885	2.82
平成12年	143,651	386,551	2.69
平成17年	145,236	375,718	2.59
平成20年	149,923	371,001	2.47
平成21年	151,167	370,014	2.45
平成22年	152,693	370,101	2.42
平成23年	153,606	368,894	2.40
平成24年	154,467	367,407	2.38

〔和歌山市 統計資料から出典〕

3 産業構造

本市の工業は、鉄鋼、化学など基礎素材・中間加工型の重化学工業と古くから地域に根ざした中小企業を中心とする繊維・木工・皮革や機械金属等の地場産業の二極構造になっている。下表の製造品出荷額等をみると鉄鋼業が最も多く、続いて化学工業、はん用機械器具となっている。

産業分類別工業の状況

(平成22年12月31日現在)

産業分類	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業	84	2,391	2,881,415
飲料・たばこ・飼料	3	73	47,624
繊維工業	113	1,987	3,177,099
木材・木製品(家具を除く)	29	336	1,075,608
家具・装備品製造業	80	780	822,311
パルプ・紙・紙加工品	14	265	629,644
印刷・同関連業	39	556	706,185
化学工業	38	3,656	26,113,018
石油製品・石炭製品	2	139	**
プラスチック製品	12	209	135,746
ゴム製品	4	105	188,174
なめし革・同製品・毛皮	6	70	85,301
窯業・土石製品	25	344	1,126,915
鉄鋼業	19	2,903	60,941,274
非鉄金属製造業	3	220	502,604
金属製品製造業	67	1,213	1,607,510
はん用機械器具	22	1,623	18,791,143
生産用機械器具	58	2,416	5,571,519
業務用機械器具	5	818	2,037,125
電子部品・デバイス・電子回路	4	314	439,536
電気機械器具	16	677	2,726,619
情報通信機械器具	2	171	**
輸送用機械器具	4	92	100,527
その他の製造業	18	143	355,493
総数	667	21,501	133,918,463

**は公表を差し控えている。

[工業統計調査から出典]

4 土地利用

産業廃棄物処理施設の設置可能な用途地域は、準工業地域、工業地域、工業専用地域であるが、これらの合計は、全用途地域の 25.8%を占め、なかでも工業専用地域のほとんどは、大企業の敷地となっている。また、準工業地域や工業地域では、工場跡地は分譲住宅化され、住工混在地域となる傾向がある。

用途地域の状況

(平成 23 年 11 月 29 日決定告示)

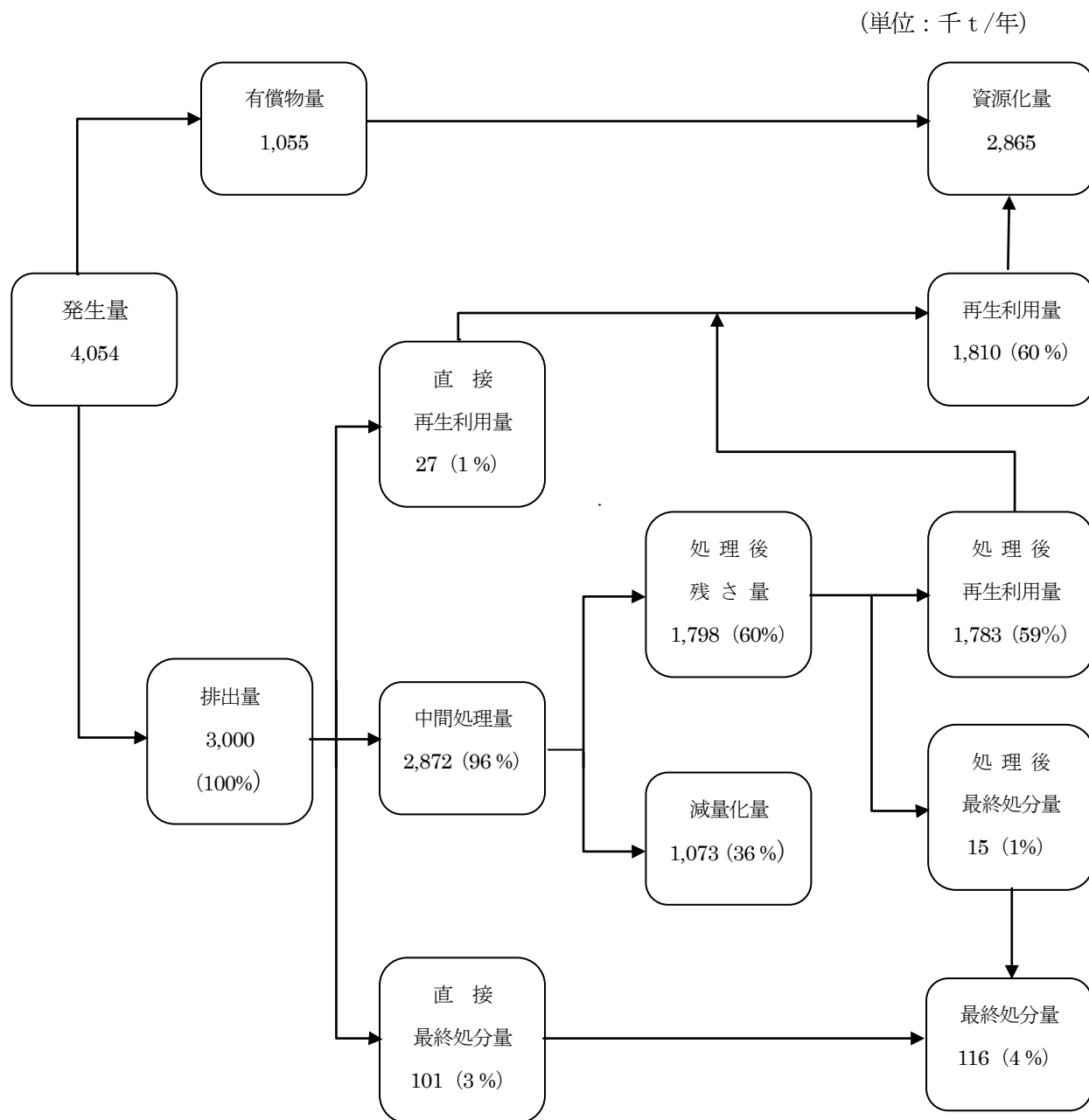
用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第 1 種低層住居専用地域	1,134.3	15.3
第 2 種低層住居専用地域	4.6	0.1
第 1 種中高層住居専用地域	1,292.1	17.4
第 2 種中高層住居専用地域	15.7	0.2
第 1 種住居地域	1,786.0	24.1
第 2 種住居地域	222.3	3.0
準住居地域	258.4	3.5
近隣商業地域	398.6	5.4
商業地域	390.0	5.2
準工業地域	667.0	9.0
工業地域	420.5	5.7
工業専用地域	825.9	11.1
合計	7,415.4	100

[和歌山市 統計資料から出典]

第2章 産業廃棄物の現状

第1節 排出状況等

1 排出から処理・処分の流れ



和歌山市域の産業廃棄物の処理フロー

(注1) ()内は排出量に対する割合。

(注2) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

[平成24年度和歌山県廃棄物実態調査報告書(平成23年度実績)から出典]

2 排出の状況

和歌山県の平成 24 年度廃棄物実態調査結果では、和歌山市域からの排出量は、下表のとおりで、合計 3,000 千 t、県全体の 78%を占めており、種類別にみると、鉱さいが 1,099 千 t (37%) で最も多く、次いでばいじんが 852 千 t (28%)、汚泥 483 千 t (16%)、がれき類 356 千 t (12%) となっている。また、業種別にみると、製造業が 2,334 千 t (78%) と最も多く、次いで、建設業が 446 千 t (15%)、電気・水道業 183 千 t (6%) となっている。

和歌山市域の廃棄物排出状況

[単位：千 t/年]

種 類	全 体		農林 漁業	建設 業	製造業	電気・ 水道業	情報・ 通信業	運輸 業	卸・小 売業	飲食 店	医療・福 祉	サービ ス業	公務
	量	%											
燃え殻	0	0		0	0	0						0	
汚泥	483	16		50	247	183		0	0	0	0	2	1
廃油	24	1		0	21	0		0	0	0	0	3	0
廃酸	43	1	0	0	42				0		0	0	0
廃アルカリ	16	1		0	15	0			0		0	0	0
廃プラスチック類	15	1	0	8	3	0		0	1	0	1	2	0
紙くず	0	0		0									
木くず	15	1		15	0								
繊維くず	0	0		0	0								
動植物性残さ	4	0			4								
ゴムくず		0											
金属くず	3	0	0	2	1	0		0	0	0	0	0	0
ガラス・陶磁器くず	56	2		7	45			0	3	0	0	1	0
鉱さい	1,099	37			1,098	0		1					
がれき類	356	12		352	4								
ばいじん	852	28			852								
家畜ふん尿	14	0	14										
感染性廃棄物	3	0		0					0		3		0
その他産業廃棄物	16	1	0	12	1	0	0	0	0	0	0	2	0
合計	3,000	100	14	446	2,334	183	0	1	5	0	4	12	1
全体に対する割合 [%]			1	15	78	6	0	0	0	0	0	0	0

(注) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

[平成 24 年度和歌山県廃棄物実態調査報告書 (平成 23 年度実績) から出典]

3 中間処理等の状況

和歌山県の平成 24 年度廃棄物実態調査結果では、和歌山市域の処理状況は、排出量の 3,000 千 t のうち、96%に当たる 2,872 千 t が排出事業者又は処理業者により中間処理され、1,073 千 t (36%) が減量されている。中間処理後の再生利用 (1,783 千 t) と排出事業者等での再生利用 (27 千 t) を合わせた再生利用量は、1,810 千 t であり、排出量の 60%に当たる。また、直接最終処分 (101 t) と中間処理後の最終処分 (15 千 t) を合わせた最終処分量は 116 千 t であり、排出量の 4%となっている。

再生利用量 1,810 千 t を種類別でみると、鉱さいが 1,038 千 t (57%) と最も多く、がれき類 329 千 t (18%)、ばいじん 205 千 t (11%) 等となっている。最終処分量 116 千 t を種類別でみると、鉱さいが 60 千 t と最も多く、がれき類 27 千 t (23%)、汚泥 13 千 t (11%)、その他の産業廃棄物 8 千 t (7%) 等となっている。

和歌山市域の種類別処理量

[単位：千 t/年]

種類	再生利用		最終処分		自己最終処分	業者最終処分
	量	割合 (%)	量	割合 (%)		
燃え殻	0	0	0	0	-	0
汚泥	96	5	13	11	-	13
廃油	18	1	0	0	-	0
廃酸	15	1	0	0	-	0
廃アルカリ	2	0	0	0	-	0
廃プラスチック類	12	1	1	1	-	1
紙くず	0	0	0	0	-	0
木くず	14	1	1	1	-	1
繊維くず	0	0	0	0	-	0
動植物性残さ	4	0	0	0	-	0
ゴムくず	-	0	-	0	-	-
金属くず	3	0	1	1	-	1
ガラス・陶磁器くず	52	3	5	4	-	5
鉱さい	1,038	57	60	52	-	60
がれき類	329	18	27	23	-	27
ばいじん	205	11	-	0	-	-
家畜ふん尿	14	1	-	0	-	-
感染性廃棄物	0	0	0	0	-	0
その他産業廃棄物	9	0	8	7	-	8
合計	1,810	100	116	100	-	116

注) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

[平成 24 年度和歌山県廃棄物実態調査報告書 (平成 23 年度実績) から抜粋]

和歌山市域の業種別の排出量、再生利用、最終処分量

[単位：千 t/年]

業 種	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
農林漁業	14	14	0	0
建設業	446	408	0	38
製造業	2,334	1,370	898	66
電気・水道業	183	5	170	8
情報・通信業	0		0	0
運輸業	1	0	0	1
卸・小売業	5	5	0	0
飲食店	0	0	0	0
医療・福祉	4	0	3	1
サービス業	12	8	2	2
公務	1	0	0	1
合計	3,000	1,810	1,073	116

注) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

[平成 24 年度和歌山県廃棄物実態調査報告書 (平成 23 年度実績) から出典]

4 中間処理業の処理実績

次表は、県に毎年処分業者から提出している実績報告書 (平成 23 年度実績) を基に、本市内の中間処理施設で処理された産業廃棄物について集計したものである。

全体の処理量が 678,698 t であり、そのうち市域内で発生し、その後、市内で処理した量は、515,329t (75.9%)、県内分が 84,191t (12.4%)、県外分が 79,178t (11.7%) となっている。

処理量で最も多い種類は、汚泥で 242,097 t、次いでがれき類が 240,604t、廃プラスチック類が 60,611 t、廃酸が 43,556t、木くずが 26,191t となっている。

処理されている種類の中で、市域内分の比率が高いものは、ばいじんが 97.5%、次いでがれき類が 92.5%、汚泥が 86.4%、動植物性残さが 70.9%、廃油が 65.4%、ガラス・陶磁器くずが 63.0%、混合廃棄物が 60.0%と続いている。

平成 24 年度和歌山市処理実績（平成 23 年度実績）

[単位：t/年]

種 類	市域内分	県内分	県外分	合 計
燃え殻	0	0	0	0
汚泥	209,277	25,686	7,134	242,097
廃油	1,313	546	150	2009
廃酸	4,008	9,233	30,315	43,556
廃アルカリ	708	37	1,621	2,366
廃プラスチック類	20,554	20,383	19,674	60,611
紙くず	337	243	22	602
木くず	14,532	6,823	4,836	26,191
繊維くず	46	26	7	79
動植物性残さ	3,251	407	927	4,585
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	2,217	1,293	1,117	4,627
ガラス・陶磁器くず	6,651	1,720	2,191	10,562
鋳さい	0	0	0	0
がれき類	222,593	12,515	5,496	240,604
ばいじん	19,758	0	500	20,258
家畜ふん尿	0	0	0	0
感染性廃棄物	2,427	1,324	4,043	7,794
混合廃棄物	7,657	3,955	1,145	12,757
合計	515,329	84,191	79,178	678,698

5 最終処分の状況

本市に産業廃棄物の最終処分場がなく、本市も出資する大阪湾広域臨海環境整備センターを利用している。

平成 23 年度の搬入実績では、鋳さいが 60,743 t と最も多く、全体の 60% 近くを占めている。次いで、がれき類 20,465 t があり、全体の約 20% となっている。和歌山基地から積み出されるのは、和歌山県内の御坊圏域以北の 19 市町が対象となっている。

平成 23 年度フェニックス和歌山基地における産業廃棄物受入状況

[単位：t/年]

廃棄物の種類	受 入 量
上水汚泥	8,280
下水汚泥	1,086
燃え殻	511
汚泥（1・2を除く）	2,255
鉍さい	60,743
ばいじん	638
廃プラスチック類・ゴムくず	434
金属くず・ガラス陶磁器くず	8,801
がれき類	20,465
その他の産業廃棄物	0
合計	103,213

廃棄物の種類は、大阪湾広域臨海環境整備センターの分類による。

[和歌山県 平成 24 年版環境白書から出典]

6 市域を越えて処理される産業廃棄物

県外に流出する産業廃棄物としては、最終処分場である大阪湾広域臨海環境整備センターへ 106 千トン、その他への排出は 245 千トンとなっています。

大阪湾広域臨海環境整備センターへは、鉍さいが最も多く、続いてがれき類、汚泥、その他の産業廃棄物となっている。

その他の県外へは、鉍さいが最も多く、続いてがれき類、汚泥、廃油となっている。

産業廃棄物の県外への排出量

[単位：千t/年]

種 類	大阪湾フェニックスへ		県 外 へ	
	量	割合 (%)	量	割合 (%)
燃え殻	4	4	1	1
汚泥	17	16	38	16
廃油			22	9
廃酸			6	2
廃アルカリ			9	4
廃プラスチック類			7	3
紙くず			0	0
木くず			2	1
繊維くず			0	0
動植物性残さ			8	3
ゴムくず			0	0
金属くず			3	1
ガラス・陶磁器くず	3	3	5	2
鋳さい	61	58	81	33
がれき類	14	13	39	16
ばいじん	0	0	10	4
家畜ふん尿			0	0
動物の死体			0	0
動物系固形不要物			3	1
感染性廃棄物			1	1
その他産業廃棄物	8	8	9	4
合計	106	100	245	100

注) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

[平成 24 年度和歌山県廃棄物実態調査報告書(平成 23 年度実績)から出典]

7 特別管理産業廃棄物の状況

特別管理産業廃棄物には、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（pH2.0 以下）、廃アルカリ（pH12.5 以上）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物等があるが、市内において、これらを処分することができる事業者は少ない状況である。廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物は、それぞれ 2 事業者が処分できるが、特定有害産業廃棄物等のすべてに対応できる事業者はなく、その多くが県外で処分されている。

8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等

平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、PCB 廃棄物を保管している事業者は、平成28年7月14日までに適正に処分しなければならなかったが、平成24年12月12日に処分の期間の改正が行われ、平成39年3月31日までとなった。また、毎年6月30日までに、その保管及び処分の状況に関して届け出る義務があり、以降毎年保管事業場ごとに届出が出されている。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物届出状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保管事業場数	243	251	261	252	257

これらの保管物のうち高濃度の高圧コンデンサ・トランス等については、日本環境安全事業(株)(JESCO)が大阪市此花区の舞洲に建設した近畿2府4県の広域処理施設において、平成18年10月より順次処分されている。

さらに、低濃度の PCB 廃棄物については、国の認定及び都道府県知事等の許可を受けた民間事業者が処理を行っている。(平成25年12月27日現在14社)

また、安定器については、大阪エリアでの処理の見込みがまだ立っていない。

国では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を平成15年4月に策定し、平成21年11月に最新版への改定を行った。これを受け和歌山県においても、和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画が策定されており、計画的な処理のための方針等を定めている。本市は、この処理計画に基づき保管事業者への搬入指導を行なっている。

また、国においては、PCB 廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を示した「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を平成16年に策定し、平成23年8月に最新版への改定を行った。また、低濃度 PCB 廃棄物については、平成25年6月に「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」が新たに策定された。

近畿ブロック協議会においても、平成19年3月に独自の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理マニュアル」を策定し、これに則り、処理施設への搬入を行っていく。

9 産業廃棄物に係る苦情件数の推移

廃棄物処理法等の法律の周知により、基準に合っていない焼却炉の使用が減り、苦情が減少している。

苦情処理件数

[単位：件]

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
野外焼却（野焼き）	24	16	20	8	12
不法投棄	19	9	6	7	23
保管（一時保管）	1	8	6	6	6
焼却炉	15	11	5	8	3
その他（建設リサイクル）	11	12	8	13	18
計	70	56	45	42	62

第2節 産業廃棄物処理業者等の状況

1 産業廃棄物処理業の状況

本市で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しているのは、703事業者であるが、このうち本市内に事務所があるのは213事業者となっている。また、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しているのは、77事業者であり、このうち本市に事務所があるのは18事業者となっている。

また、産業廃棄物処分業者は54事業者あるがすべて中間処理業者であり、特別管理産業廃棄物処分業者6事業者もすべて中間処理業となっている。

産業廃棄物処理業者数

(平成25年4月1日現在)

産業廃棄物収集運搬業	703
積替え保管有り	21
住所又は所在地が和歌山市内の業者	213
特別管理産業廃棄物収集運搬業	77
積替え保管有り	4
住所又は所在地が和歌山市内の業者	18
産業廃棄物処分業（中間処理）	54
特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）	6
産業廃棄物処分業（最終処分）	0
特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）	0

2 中間処理施設の設置状況

排出事業者が自家処理施設として使用する産業廃棄物処理施設は37施設ある。そのうちで最も多いのは、汚泥の脱水施設で21施設、次いで汚泥の乾燥施設で12施設となっている。

中間処分業者が有する産業廃棄物処理施設は、43施設ある。そのうちで最も多いのは、廃プラスチック類、木くず・がれき類の破碎施設で23施設、次いでその他の焼却施設で6施設となっている。

産業廃棄物処理施設数

(平成23年3月末現在)

処 理 施 設	排出事業者	中間処理業者	計
汚泥の脱水施設	21	1	22
汚泥の乾燥施設（天日）	12	2	14
汚泥の焼却施設	1	5	6
廃油の油水分離施設		1	1
廃油の焼却施設		5	5
廃酸・廃アルカリの中和施設	3		3
廃プラスチック類、木くず・がれき類の破碎施設		23	23
その他の焼却施設	0	6	6
合計	37	43	80

※焼却施設については、1施設が複数の施設である場合を含む

[和歌山県 平成24年版環境白書から出典]

3 最終処分場の設置状況

和歌山県内には産業廃棄物の安定型最終処分場は9施設あり、残余容量は平成25年3月末時点で111千m³となっている。管理型最終処分場は1施設で、現在未供用のため残余容量は0m³である。しかし、本市には、最終処分場はひとつもない状況である。

第3章 現状からみえる課題

第1章、第2章から見えてくる本市における産業廃棄物の処理における課題については、次のことが考えられる。

1 産業廃棄物の発生量・処理量等の実態把握が必要

処理指針の策定には、市域内から発生する産業廃棄物の処理の流れをしっかりと把握することが基礎となる。しかし、産業廃棄物はすべての事業活動から発生するため範囲が広く、すべての産業廃棄物についての実態把握は難しいため、推計をし把握しなければならない。また、処分業者からの実績報告値には、排出事業者の自家処理したものや市域外の業者に排出事業者自ら持ち込んだものが含まれていない。したがってこれらのものすべてを含め実態把握する必要がある。

2 産業廃棄物の処理料金・処理体制が不明瞭である

産業廃棄物の処理の流れや料金体制がわかりにくい。ホームページ上で処理料金を明らかにしている業者もあるが、ほとんどが要相談となっていることが多い。

3 「産業廃棄物」・「産廃」のイメージが悪い

これまでに全国で問題になった悪質な不法投棄等の不適正処理等により、住民にとって「産廃」という言葉のイメージは悪くなっていると考えられる。そのため、産業廃棄物処理施設の設置や運営をめぐる住民からクレームがつくことが多い。

4 排出事業者への指導啓発が必要である

産業廃棄物の多量排出事業者には、廃棄物処理法の内容がかなり浸透しているが、小規模の排出事業者には、産業廃棄物を排出しているという意識が低い。彼らには、まず、産業廃棄物とはなにかから始まり、自らが排出する産業廃棄物を適正に処理する義務があること及びどのように適正処理をするかといったことについて、機会を捉え強く啓発指導していく必要がある。

5 中間処理施設の内、焼却施設設置を増やす必要がある

市域内から発生する産業廃棄物の減量化を図るためにも中間処理施設は必要不可欠である。現在の状況からすると再生利用されるがれき類等の中間処理施設はあるが、焼却施設を有する中間処理業者が少ない。最終処分をする廃棄物の減量化を図るためにも焼却施設は必要である。

6 中間処理施設がない品目については、施設を設置する必要がある

市域内から動植物性残さ、動物のふん尿の発生はあるものの、それらを処理しリサイクルするための肥料化・飼料化する中間処理施設はほとんどない。採算性の問題があると考えられるが、食品リサイクル法の主旨を活かすためにも、中間処理施設が必要である。

7 最終処分場の確保が必要である

現在、本市には全く最終処分場はなく、大阪湾広域臨海環境整備センター及び市域外の最終処分場において処理されている。しかし、大阪湾での処分も現在の計画では、平成39年度で終了となっている。原則、自区内処理を目指すためには、市域内から発生する産業廃棄物の最終処分場（管理型最終処分場と安定型最終処分場）を市域内に確保することの見極めが必要である。

8 排出事業者における最終処分量の削減が必要である

最終処分量の削減については、国の方針にもあり各事業場において再使用・再生利用の技術開発等の研究に努める必要がある。

第4章 和歌山市におけるこれからの産業廃棄物の処理指針

第1節 処理指針の基本方針

『安心・安全・安定的な産業廃棄物処理体系の構築』

本市の産業廃棄物の排出・処理の現状から、本市の抱える課題を整理するとともに、市民に安心して貰える処理過程の明確化と処理技術の安全性を確保し、バランスの取れた安定的な処理を図り、和歌山県廃棄物処理計画に沿った循環型社会の形成に向けた産業廃棄物処理体系の構築を目指す。

- ① 産廃処理に関する正しい知識・認識のための情報収集及び情報交換に努める
- ② 産廃処理に伴う環境汚染ゼロを目指す
- ③ 最終処分廃棄物ゼロを目指す

第2節 行動計画の策定

市民や事業者は、自らの日常生活や事業活動に伴って、産業廃棄物とのかかわりのあることを認識し、循環型社会の形成に向けて、それぞれが担うべき責任を果たすことのできる役割について理解を深め、具体的な活動を進めていくことが重要である。

第3章の課題解決のために、関係者がどういった行動をすれば良いか、それぞれの立場で考え計画をたてる必要がある。

そのためには、まず、関係者は産業廃棄物について「知ること」から始め、知り得た情報を関係者が共有し、次に、それを「理解する」こと、その理解に基づき「行動すること」が重要である。そのためには、まず実際にできることから始め、産業廃棄物の適正処理に向け一歩踏み出すことが重要である。そして、そういったことを積み上げ、「継続」し、適正な廃棄物処理のためのPDCAサイクルを確立することが循環型社会の形成に繋がっていくものとする。

1 知ることに関して

(1) 廃棄物についての国の基本的な方針について

最も基本的なことでありながらつい見過ごされてしまいがちなことは、産業廃棄物に関わりのある者（排出事業者、処理業者、市民、行政）が、なぜ今、産業廃棄物の減量化を図り、リサイクルし、適切・適正な処理について言われているのかということを知り、理解することが重要である。

平成5年に制定された「環境基本法」及び、それに基づく「環境基本計画」において、持続可能な社会を実現するための長期的目標の一つに「循環」が掲げられている。その中では、社会経済活動において、資源やエネルギーの利用の上で、より一層の循環と効率化を進め、再生可能な

資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処理を図ることにより、環境への負荷をできる限り少なくし、「循環」を基調とする社会経済システムの実現を目指すこととしている。

国では、戦後の高度経済成長に伴い、廃棄物の排出量の増大による最終処分場の残余容量の逼迫、焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が発生したことを受け、廃棄物処理法の改正やリサイクルの推進のための各種の法整備を行うとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルの見直し、物質循環の確保を図ることにより、環境への負荷ができる限り低減されるという循環型社会の実現を図らなければならないとしている。

そのため、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ、計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ、計画的な推進を図るための基本的な方針）を定め、産業廃棄物の減量化や資源の適正な循環を推進してきた。

この基本方針では、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な循環の利用（再使用、再生利用、熱回収）を行い、循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としている。

そして、このことを促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた取組を積極的に行うことが必要であるとされている。

（2）産業廃棄物に係る関係法令について

産業廃棄物の適正な処理のために様々な法律が定められていますが、これらの法律の主旨・目的等について、理解しておく必要がある。

平成12年度を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「適正処分」との処理の優先順位が初めて法定化されるなど、種々の廃棄物・リサイクル関係法律が整備されてきた。

また、事業者・国民の「排出者責任」を明確化するとともに、生産者の「拡大生産者責任」（自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで、一定の責任を負う。）の一般原則が確立された。

さらに、リサイクルによる適正な処理の推進を図るために、「資源有効利用促進法」をはじめ、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」などのリサイクルのための個別法が制定されている。

また、廃棄物の適正な処理の推進と不適正処理の防止を図るために、「廃棄物処理法」により、産業廃棄物を適正に処理するための、基準等が定められ、また、特別法としてPCB廃棄物の処

理の推進を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律」が制定された。

その他、家畜排泄物についても、その適正な管理を確保し、畜産における資源としての有効利用を促進するために、「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定されており、また環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、環境物品等への需要の転換を促進するために「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されている。

2 理解することに関して

(1)関係法令を適切に運用するために

法律の運用において、関係者は産業廃棄物の適正処理のために、次のようなマニュアル、指針、ガイドライン等が策定されていることを知り、おおいに活用することが重要である。

- ① 漁業系廃棄物処理ガイドライン[H3. 12.26 衛産第74号]
- ② 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針
- ③ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル
- ④ 建設廃棄物処理指針
- ⑤ 引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアル
- ⑥ 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
- ⑦ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- ⑧ 行政処分の指針
- ⑨ PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン
- ⑩ 自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン
- ⑪ 廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン-
- ⑫ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル
- ⑬ 事業者による製品等の廃棄物処理困難性自己評価のためのガイドライン
- ⑭ シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別ガイドライン
- ⑮ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン-ダイオキシン類削減プログラム-
- ⑯ 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針
- ⑰ 排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン

(2)その他

廃棄物の適正処理の根幹となる次のような国の基本計画等についても、関係者は理解しておくべきである。

- ① 環境基本計画
- ② 循環型社会形成推進基本計画

- ③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画
- ④ 環境物品等の調達に関する基本方針
- ⑤ 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針
- ⑥ 使用済みニカド電池の収集計画

3 行動することに関して

関係者は、産業廃棄物の適正な処理について他人任せではなく自ら、それぞれの立場で次のようなことに積極的に取り組むことが大切である。

(1) 産業廃棄物の発生抑制

- ① もの的大事に使い、長もちさせよう
- ② いらないと思っても、何かに使えないか、再利用できないか考えてみよう
- ③ まずは、きっちり分別することから始めよう

(2) 産業廃棄物の減量化

- ① 再資源化できるものには、何があるか、どこで何が再資源化されているのか知ろう。
例えば、がれき類ならばどこ？ 廃プラスチック類ならば？ 発泡スチロールならば？ 金属くずは？
- ② 廃棄物が再資源化できないか研究してみよう
- ③ 減量化できないか考えてみよう

(3) リユース・リサイクルの推進

循環型社会の形成のためには、市、事業者、市民等は、少し値段が高くとも再資源化された材料を利用して製造される環境物品等の調達の推進に努めることが重要である。

環境物品等の調達は、地球温暖化対策にもつながり、環境保全活動の第1歩となるものであるから、誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要がある。

(4) 自家処理

まずは排出者自身が自ら処理できないか検討し、自家処理できなければ、信頼できる業者に委託し、適正に処理する。

(5) 広域認定・再生利用認定されているものについて

廃棄物の減量化や適正な処理の確保を目的とした製造事業者等が自らの製品等を広域的に処理する広域認定制度を利用する事業者、廃棄物の再生利用を目的とした再生利用認定制度を利用する事業者が増加している。これらの制度を利用することも重要である。

4 情報を共有すること（情報収集及び情報公開）に関して

関係者は、それぞれの責務を認識し、各々産業廃棄物の適正処理等に関する様々な情報収集に努め、その知り得た情報を広く関係者に情報提供し、関係者の間でそれらの情報を共有することは、産業廃棄物の適正処理にとって大事なことである。

例えば、処理業者は、産業廃棄物処理の現状を広く市民等に理解してもらうために、できる限り事業活動の内容、処理施設の運転内容を情報公開することに努めることなどが重要である。

5 継続すること（伝えること）に関して

知識の習得、実践行動から得られたものを一過性のものに終わらせず、蓄積し、次に継続していくことが重要である。

（1）産業廃棄物についての知識等の継承

関係者それぞれが、産業廃棄物の適正処理のための知識、行動等を蓄積し、それらを継承し、循環型社会の形成に向け積極的に取り組んでいくことが重要である。

（2）産業廃棄物処理施設の確保

周辺住民の理解を得て、長く継続して地域と共存共生できる施設を確保する必要がある。

事業者は、経済性を追求するだけでなく、循環型社会形成の一役を担っているという事業活動の意義について考え、廃棄物のゼロエミッションを目指し、再生利用を推進するためのリサイクル施設等の確保に努めることが重要である。なお、産業廃棄物処理施設を設置する場合には、経済面からだけでなく周辺環境に対する環境面から立地条件を考えることが重要である。

環境基本法で定められている環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが、望ましい基準として、設定されたものであり、それを守るために各種規制基準が設定されている。市民はこれら規制基準を遵守することにより、周辺環境の保全が図られることに理解を示す必要がある。

現在、全国的にみると廃棄物を利用した「ものづくり」が鉄鋼、セメント、化学などの産業において高まっているが、本市においても技術、人材、資金のある「ものづくり」企業の産業廃棄物処理業界への参入が待ち望まれるところである。

（3）最終処分場の確保

現在、本市から発生する産業廃棄物は大阪湾フェニックス計画において、大阪湾内の各処分場で最終処分することが可能である。平成24年3月に変更認可され、現時点では、埋立て期間は平成39年度までとなっている。

このため、本市としても、将来的には、大阪湾フェニックス計画以外にも、産業廃棄物の最終処分場の確保について考えていく必要がある。

(4) 安定的な処理体制の確立

廃棄物の処理はできる限りその排出地域に近いところで行うという原則は、社会的合意となりつつある。

そのためには、自区内で発生する産業廃棄物を処理できるだけの処理施設を確保し、将来にわたり継続して安定的に処理できる体制を確立する必要がある。

そのために、自分たちの地域から排出する産業廃棄物については、処理の透明化を確保するためにも、自分たちの地域で処理するのだということ（産業廃棄物の地産地消）について関係者それぞれが真剣に考えなければならない。

第3節 関係者の役割

第3章の課題を解決するために、前述の行動計画に基づき、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たす必要がある。

1 排出事業者の役割

循環型社会の形成のためには、最初の入り口である排出事業者の果たさなければならない役割は非常に大きい。

(1) 法律をよく理解する

廃棄物処理法第3条では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないという排出者責任の原則が基本であることをよく理解する必要がある。

一般廃棄物と産業廃棄物の区別及び産業廃棄物の種類、また、処理の流れ等について理解する。

- ① 廃棄物となるものを極力減らすことに努める。
再利用できるもの、資源となるものを分別する。
原材料の選択・製造工程の工夫等により排出量を抑制する。
- ② 排出する廃棄物を種類ごとに分別する。
廃棄物の減量化、再資源化及び処理が容易となるように種類や性状別に保管基準に添って分別保管を行う。
- ③ 廃棄物処理法違反となる野外焼却、不法投棄等の不適正処理をしない。
- ④ 適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。
- ⑤ 処理を委託する場合には、優良な処理業者を選択し、契約を結ぶ。

処理委託する産業廃棄物の適正処理に相当する適正な対価を負担する。

- ⑥ 委託業者に引き渡すときには、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を排出事業者自ら交付する。
- ⑦ マニフェストにより適正処理されたことを確認し、5年間保存しておく。
- ⑧ 産業廃棄物の移動状況を把握するための基礎となる、マニフェストの交付報告を毎年6月30日までに行政に必ず提出する。

（2）排出量の削減や再利用・再資源化等を促進する

事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために事業活動の見直しを行い、必要な措置を講じるとともに、廃棄物等となった場合には、これらについてできる限り適正な循環的利用（再使用・再生利用・熱回収）を行い、そして、なお残ったものについては自らの責任において適正な処分を行う。

（3）適正処理を考慮した排出に努める

- ① 廃棄物の処理を業者に委託する場合、委託基準に従うとともに、適正処理に要する費用を負担しなければならない。また、産業廃棄物が安全かつ適正に処理されているか、自らの目で見確認するように努める。
- ② 委託基準に則り、排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することが必要である。廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理を委託する際の廃棄物情報提供の望ましいあり方を示した「廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDSガイドライン－」が平成18年3月に国において作成されている。
- ③ 事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要がある。
- ④ 情報処理センターで情報が一括管理されるため、偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理の未然防止に資するべく電子マニフェストの利用を促進する。
- ⑤ 適正な処理には、それに相当するコストがかかることを十分理解することが必要である。排出事業者等が適正な処理対価を負担していないとき等一定の条件のもとで、不適正処理に起因する支障の除去等を排出事業者に命じることができることとされている。

（4）生産事業者は、拡大生産者責任の原則を守るよう努める

製造工程や原材料の見直しを行い産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合には、適正な処理が困難とならないように努める必要がある。

(5) 自区内（県内）での適正処理に協力する

産業廃棄物の処理区域については、法では広域処理を原則としているが、県の廃棄物処理計画では、産業廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さないを方針としている。本市でも、これを受け、道義的、社会的責務から考え、環境負荷上有効な場合を除き自区内処理（県内）を基本としたい。したがって、市域内から発生する産業廃棄物については、排出事業者は可能な限り県内業者に委託し、適正に処理するよう努める。

そのためにも、自区内で処理するための中間処分施設の確保が必要である。

(6) 住民の信頼を得るための取組み

- ① 環境報告書、環境会計等の作成に積極的に取り組む。
- ② 環境問題への取組み意識の高揚のため、ISOの取得等に努める。
- ③ 経済産業省が排出事業者の廃棄物適正処理への取組みを支援するため策定した「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」を活用し、廃棄物・リサイクルガバナンスの構築と運用を図り、適正な廃棄物処理を行い、企業としての社会的責任を果たすよう努める。

(7) 多量排出事業者の役割

- ① 排出量からみても産業廃棄物の適正処理のために、多量排出事業者の果たすべき役割は非常に大きい。
- ② これまでにも産業廃棄物処理計画を策定し廃棄物の再資源化等に取り組んできているが、新技術の開発等に取り組む、さらなる、発生抑制（生産工程の見直し、工程内の循環利用）や再使用、再生利用（有価物、原料化としての利用等）の可能性に取り組む、排出事業者の模範となるような活動に努める。

(8) 小規模排出事業者

事業者自身が積極的な取組みを行い、廃棄物関係の法律等の知識を深め、排出抑制をし、適正な循環的利用を図り、廃棄物の適正処理といった流れを理解する必要がある。

2 処理業者の役割

産業廃棄物の適正処理においては、処理業者の果たす役割が非常に大きく、より積極的な役割が期待される。

中間処理業者は、処理施設の環境整備の徹底を図り、また、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等により地域住民との信頼関係を確立することが重要である。

事業者、市民から信頼される処理業者としての基礎を固めることにより、市場競争の中で利益第一主義ではなく、循環型社会の形成に向け、より良い環境のために社会貢献していることを強

く意識し、優良な産業廃棄物処理業者として産業廃棄物の適正処理のための役割を果たすことが重要である。

(1) 産業廃棄物に関する知識を習得する

- ① 処理業者は、産業廃棄物の処理についての技術や知識、関係法令についての知識を習得し、法令遵守を徹底するために、関係機関が実施する産業廃棄物の処理等に関する研修会、講習会等に積極的に参加し、法令に関する知識の向上及び技術の研鑽に努める。
- ② 事業主は、積極的に従業員に対し産業廃棄物の処理等に関する研修会等を開催し、従業員の教育に努める。
- ③ 処理業界全体として産業廃棄物の再資源化に関する技術・能力の向上を図り、排出事業者の良きパートナーとして廃棄物の処理や資源化のアドバイス等を行い、排出事業者及び市民の信頼を得るよう努める。

(2) 循環型社会や環境に配慮した社会的貢献を自覚する

- ① 産業廃棄物の収集運搬や中間処理、再生、最終処分等に関わる事業者は、自らの事業が循環型社会の形成に果たす役割が重要であることを十分自覚し、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分に努めるとともに、地域環境や地球環境の保全のための事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める。
- ② 処理業者は法令の諸基準の遵守はもとより、環境への取組に関して自主的に目標を設定、行動し、その結果を評価・報告する活動を継続的に実施し、環境保全に対する取組を積極的に進めていく必要がある。

(3) 廃棄物処理過程を明確化し、体制を整備する

- ① 偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理の未然防止のため国が利用促進を図っている電子 manifests の導入に積極的に取り組む。
- ② 処理施設の運営管理マニュアルや整備計画を再検討して安定した処理に努める。
- ③ 処理業者は、従業員の資質向上・人材育成することが重要である。そのためには、従業員に積極的に講習会、研修会等を受講させ、また、定期的な社内教育を行い、教育記録等を残すなどし、処理業を確実に実施できる技術力があることを示すことが大事である。
- ④ 排出事業者から信頼を得られるような、処理過程の明確化と体制の整備に努める。
- ⑤ 産業廃棄物業界がより一層住民からの信頼を築くためには、社団法人産業廃棄物協会が業界全体の連携を保ち、適正な処理を遂行させていくよう努めなければならない。

(4) 廃棄物の再生利用等のための中間処理を推進する

- ① コンクリートガラ等は、破碎後、路盤材として活用されている。

② 発泡スチロールは、これまでは廃プラスチック類として焼却処理されていたが、最近では、発泡スチロールの溶融固化施設をもつ中間処分業者が増え、資源として再利用されるようになってきた。

③ 食品リサイクル法による動植物残さの再資源化のための検討・研究を推進する必要がある。こういった取り組みを積極的に行うための施設整備及び充実に回り、廃棄物の減量化に努める。

(5) 適正処理による適正価格を明確化する

処理料金は、産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なることがある。しかし、排出事業者がより利用しやすいように、できる限り処理業者の実態に応じて、料金表や料金算定式により処理料金を提示することに努める。

(6) 優良性の判断に係る評価制度の活用する

住民の信頼を得られる産業廃棄物処理業界の優良化に向けて事業者は、遵法性、情報公開、環境への取り組みで評価される、「優良性の判断に係る評価制度」の適用に努める。

(7) 施設の維持管理情報等を公開する

① 排出事業者が処理を委託する判断に協力するために、ホームページを開設し自らの処理能力等を開示するよう努める。

② 処理業者は、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によって、地域住民との信頼関係を確立して処理業務を遂行するとともに、事業者から受託した業務を適正に遂行することが重要である。

③ 会社見学会等により事業場周辺地域の住民に積極的に公開することや地域行事への参加、協賛や地域向け広報誌の配布等、処理業者が「地域のよき企業」となることを目指して、地域住民等と良好な関係を保つことが重要である。

④ 上記のことは、排出事業者の委託先選定の判断要素のひとつとなることをしっかりと受け止めることが大切である。

3 市民の役割

市民にとっては、産業廃棄物など関係ないと思いがちであるが、便利で快適な暮らしをするために気がつかないところで様々な産業廃棄物が生まれていることを知らねばならない。このため、産業廃棄物に対する意識啓発に努め、その認識を改め、適正処理に向けてできることを心がける必要がある。また、適正な産業廃棄物処理は、私たちの暮らしを支える「縁の下の力持ち」でもあることを理解することが重要である。

(1) 産業廃棄物処理等の必要性を認識し正しい知識と理解に努める

- ① 市民は、自らの生活と産業廃棄物との関わりに気づくことを契機として、循環型社会形成や地域環境・地球環境保全のためには、廃棄物の発生抑制、減量・資源化に取り組むこと。また、廃棄物の処理・リサイクルには相応のコストが必要であることなどを学ぶことも大切である。
- ② 自らも、製品や資源・エネルギーを大切に毎日の生活を送ると共に、地域団体やNPO等を通じて、市・事業者積極的に関わっていくことも大切である。
- ③ 産業廃棄物の処理に関し、新聞等の記事や講演会等勉強する機会があれば積極的に参加し、知識の習得に努めるよう心がける必要がある。
- ④ 「産廃反対」の看板が市内のあちこちで見られるが、「産廃」の発生のない経済活動社会は、将来の望まれる姿であり、企業では「ゼロエミッション」を目指し、努力していることを理解することが重要である。

(2)市民も排出者の一員であることを自覚する

自分の家建て替える場合の建物解体時、また、新築時でも、木くず、がれき類、ガラス陶磁器くず等の産業廃棄物が発生することを理解し、処理のための適正な料金の負担することやそれらが適正に処理されることを確認する必要がある。

上記の建設リサイクル法以外でも、自動車リサイクル法や家電リサイクル法との関わりについても理解を深め、また、毎日の生活に必要な飲み水を造る浄水場や汚水の処理をする下水処理場からも産業廃棄物は発生していることを知る必要がある。

さらに、自分が勤めている会社や家族の人が勤めている事業所からも産業廃棄物が発生しているので、それらがどのように処理されているのかといったことにも興味をもつべきである。

(3)市民にできること

市民は“もったいない”の精神をもち、家、自動車等の修理・修繕を行いできるだけ長く保有することが廃棄物の発生抑制につながることを理解する必要がある。

(4)不適正処理の監視に関心を示し、関係機関への通報に努める

自分たちの住む地域の生活環境を守る上で、産業廃棄物の不法投棄はもちろんのこと野焼きなどの不適正処理も許さない社会をつくることが重要である。

そのために普段の生活の中で目配りし、おかしいなと思ったら行政や警察等への情報提供に努める。

4 市の役割

市は、関係法令等の改正等の情報入手が早く、また、産業廃棄物についての流れの全体を把握できる立場にあるため、適正な産業廃棄物の処理において、果たさなければならない本市の役割は非常に大きい。

(1)知識を集積する

廃棄物関係の法律等の知識に精通し、知識を蓄積し、関係者への啓発・指導に努め、これを継続させていくための人材育成及び組織・体制づくりをしていかなければならない。

(2)産業廃棄物処理の現状を把握する

- ① 排出事業者からのマニフェストによる報告書、多量排出者からの産業廃棄物の減量、その他の処理に関する計画書、計画の実施状況の報告に基づき、現状を把握することが重要であることから、これらの報告徴収の促進に努める。
- ② 処理業者についても、産業廃棄物処理の実績報告を求め、産業廃棄物処理状況の把握に努める。
- ③ 市域で適正な処理の確保が困難となってきた産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の把握に努め、対応策について検討する。

(3)多量排出事業者に対する監督指導を強化する

多量排出事業者から排出される産業廃棄物等の排出や処理状況を十分把握した上で、これらの事業者に対して必要な監督指導を行い、その適正な処理を確保することが、市域における産業廃棄物全般の適正な処理を確保する上で極めて重要であるため、多量排出事業者の把握に努め、処理計画を提出させることに努める。

(4)小規模排出事業者に対する指導啓発等

さまざまな機会を通じて、産業廃棄物の適正処理を図るため、小規模排出事業者に対する指導啓発に努める必要がある。

法的には、廃棄物が排出された時点できっちりと分別し適正に処理されるべきであるが、廃棄物の適正処理の観点から所定の手続きは必要であるが、一般廃棄物の処理施設で処理されても問題ないものについては処理してもよい。また一般廃棄物についても、産業廃棄物として処理することも時には必要である。

また、在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物であり、市町村に処理責任がある。現段階で注射針等の鋭利な物は、医療機関が回収し、感染性産業廃棄物として、処理する方法が最も望ましい。

在宅医療廃棄物の処理を適切に進めていくためには、正確な情報と認識を持つことが必要である。

(5)指導監視等を強化する

- ① 排出事業者に対して、指導や責任の明確化、立入り検査の実施、そして、処理能力を上回る量を受け付けている処理業者の監視の充実を図り、適正な指導指示を行えるような組織体制作りに努める。
- ② 適正処理推進のため、排出事業者、建設現場、処理施設等の監視・指導、マニフェスト取り扱いの適正指導等の実施。
- ③ 許可申請の審査等においては、これに必要な内部の運用規定等を定め、審査内容等が替わることのないようにしておくことが重要である。
- ④ 不適正処理に対しては、厳しい指導・行政処分を実施する。

(6)不適正処理対策の徹底に努める

国の「行政処分の指針」に基づき、生活環境保全上の支障を生ずる事態の未然防止や産業廃棄物の適正処理の確保、産業廃棄物処理に対する市民の不信感を払拭するためにも、違反行為等を把握した場合には、行政指導を行い、指導に従わない場合には積極的、厳正に行政処分を実施していく。

- ① 計画的、定期的処理業者等への立入検査を実施し、不適正処理の未然防止に努める。
- ② 行政処分を行った処理業者についてはホームページ上で積極的に公表していく。
- ③ 可能な範囲内でその地域における産業廃棄物の一般的な処理料金の範囲を把握することに努める。

(7)優良処理業者の育成に努める

優良化を目指す処理業者に具体的な目標を与えるために、また、排出事業者が委託業者を選定する際の参考とするためにも、市では、平成18年4月からこの制度を採り入れ、優良性の判断に係る評価基準に適合した事業者については、積極的にホームページ上で公表し、関係者に情報提供している。

(8)自区内（県内）による適正処理に努める

現在、PCB廃棄物については、近畿圏において、広域処理が実施されている。こういった、特殊なものについては、広域的に考え適正処理を図る必要があるが、他のものについては、原則的には地産地消の考え方で、適正処理に努めることが重要であるため、行政としても排出事業者への啓発に努めるとともに、処分施設の確保についても検討していく必要がある。

(9)市が実施する

- ① 事業者・公共工事の発注者として市は、廃棄物の発生抑制、減量・資源化、適正処理、グリーン調達等に率先して取り組む。

- ② 廃棄物がうまく循環使用されるためには、再資源化した製品の受け皿を確保することが重要である。がれき類等は特に重量物であり、長距離輸送が難しいため、地産地消が基本となるが、路盤材として使用される道路工事等の公共事業の推進といったことについても考慮していく必要がある。
- ③ 排出事業者等と連携を図り、リサイクル品の利用技術等の研究及び使用促進に努める。

(10) 情報収集及び情報発信をする

- ① 関係機関との情報交換等を密にするなど、産業廃棄物に関する様々な情報収集に努め、収集した情報は市のホームページ等を利用し、排出事業者、処理業者、市民等への情報提供し、関係者が情報を共有できるよう努める。
排出事業者への情報提供のために実施している処理業者の名簿一覧や法改正に伴う情報提供等の充実を図る。
- ② 「産廃」のイメージアップを図るため、産業廃棄物適正処理についての情報発信（市報わかやま等の利用）に努める。
- ③ 市民が一定の役割を果たすことができるよう、必要な情報の発信やコミュニケーションに努め、市民と事業者との橋渡し役としての役割を担う。

第5章 おわりに

本市における産業廃棄物の発生、及び、処理状況の実態から、現在、抱える課題を洗い出し、それらの課題を解決するための方策について、さまざまな分野の委員の皆様から種々のご意見をいただき、検討してきた。

その結果、循環型社会の実現に向けて、安心・安全・安定的な産業廃棄物処理体系の構築を図るという処理指針の基本方針を策定することができた。この指針は、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の処理に係る市の基本的な指針であり、また、排出事業者や処理業者が産業廃棄物の発生抑制、資源化等の適正な処理を行うことや廃棄物に対する市民の意識向上等のための指針として活用したいと考えている。

処理指針の活用には、文章化しただけで終わらせるのではなく、指針の中身を分かりやすくして、排出事業者、処理業者、市民の方々、及び、行政が指針の内容についての理解と認識を広めていくことが重要となる。

そして、排出事業者、処理業者、市民、行政が自己の役割についてそれぞれの立場で指針を検証、活用し、産業廃棄物についての知識と理解を深め、できることから実践し、行動することを積み重ねることが、本市における産業廃棄物の安心・安全・安定的な処理体系の構築に繋がっていくものだと考える。

そのためには、まず、行政が率先して行動し、市域のどこで、どういったものを処理できるのかといった情報を排出事業者、市民に提供することやホームページを活用し、排出事業者が処理業者を選定する際に、必要とする資料を、今、以上に公開する等正確・迅速な情報提供を行うことが必要であると考えます。

また次に、排出事業者は処理指針を活用し、処理業者の選定に当たっては必要情報を活用し、自己責任において信頼できる業者と契約を結ぶとともに、排出事業者としてすべきことをきっちり実施する必要がある。また、処理業者は、処理施設の設置場所周辺的生活環境の保全を第一とした事業活動を推進するとともに、地域との共存共生を図ることが重要である。

そして、市民は、産業廃棄物についての知識を得る機会を積極的に持ち、産業廃棄物は自分たちの生活と繋がりのあることを自覚し、企業の事業活動における3Rの推進に協力することや、産業廃棄物処理の必要性を理解し、悪い、怖いというイメージを変革しなければならない。そのためにも、排出事業者、処理業者の日頃の事業活動により強く関心や監視の目を向けることが必要である。

廃棄物は見えないところで、知らない間に処理されるのではなく、今は、みんなの見えるところで、安全に安定的にリサイクル・資源化されていくことが、社会の安心につながると考えられる。

今回、処理指針を改定するにあたっては、平成23年度の本市での産業廃棄物の発生・処理状況等の資料を基に検討している。社会情勢は、刻々と変化しているため、本市での産業廃棄物の発生状況等も変化し、それに伴い問題点も変わっていくであろうと考えられる。

今後も、さらなる産業廃棄物の実態把握に努め、よりいっそう、実体に即した指針となるよう、また廃棄物行政に活かせるよう改定していく必要がある。

参考資料 1

○産業廃棄物関連の法体系

環境基本法
[H6. 8]
【自然循環】
【社会の物質循環】
環境基本計画

環境関連法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
騒音規制法
振動規制法
土壌汚染対策法
ダイオキシン類対策特別措置法

循環型社会形成推進基本法
[H13. 1]
【社会の物質循環の確保】
【天然資源の消費の抑制】
【環境負荷の低減】
循環型社会形成推進基本計画

【基本的枠組み法】

廃棄物処理法
[H20. 5改正]
【廃棄物の適正処理】
環境大臣が定める基本方針
廃棄物処理施設整備計画

資源有効利用促進法
[H13. 4改正施行]
【リサイクルの推進 3R】

廃棄物関連法
PCB特別措置法
家畜排泄物法
浄化槽法
海洋汚染防止法
特定有害廃棄物輸出入規制法
産業廃棄物処理施設整備促進法
広域臨海環境整備センター法

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法
びん、PETボトル、紙製・プラスチック製容器紙包装等
[H12. 4施行]

家電リサイクル法
エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機
[H13. 4施行]

食品リサイクル法
食品残さ
[H13. 5施行]

建設リサイクル法
木材、コンクリート、アスファルト
[H14. 5施行]

自動車リサイクル法
自動車
[H17. 1施行]

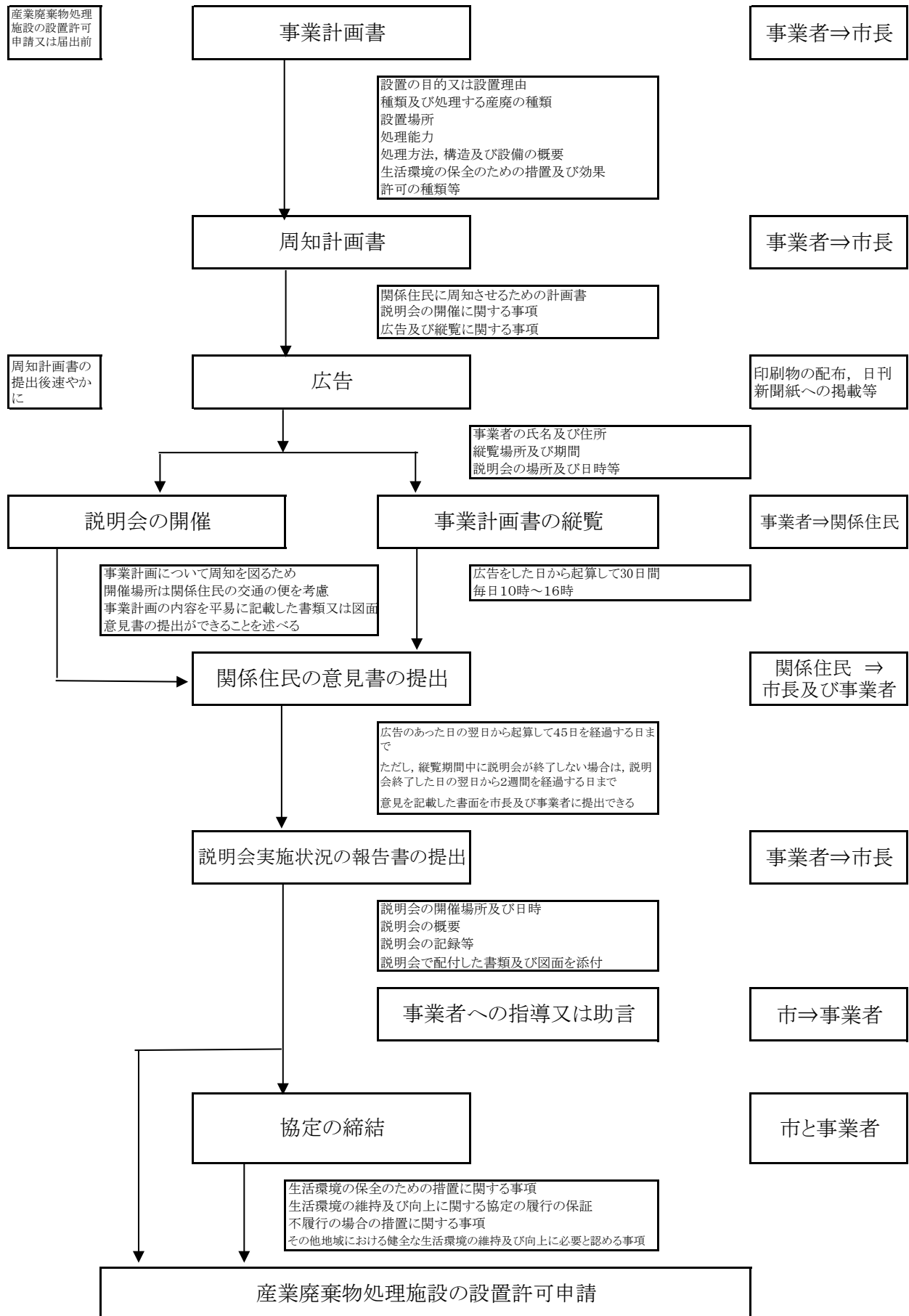
小型家電リサイクル法
使用済小型電子機器等
[H25. 4施行]

グリーン購入法
[H13. 4完全施行]

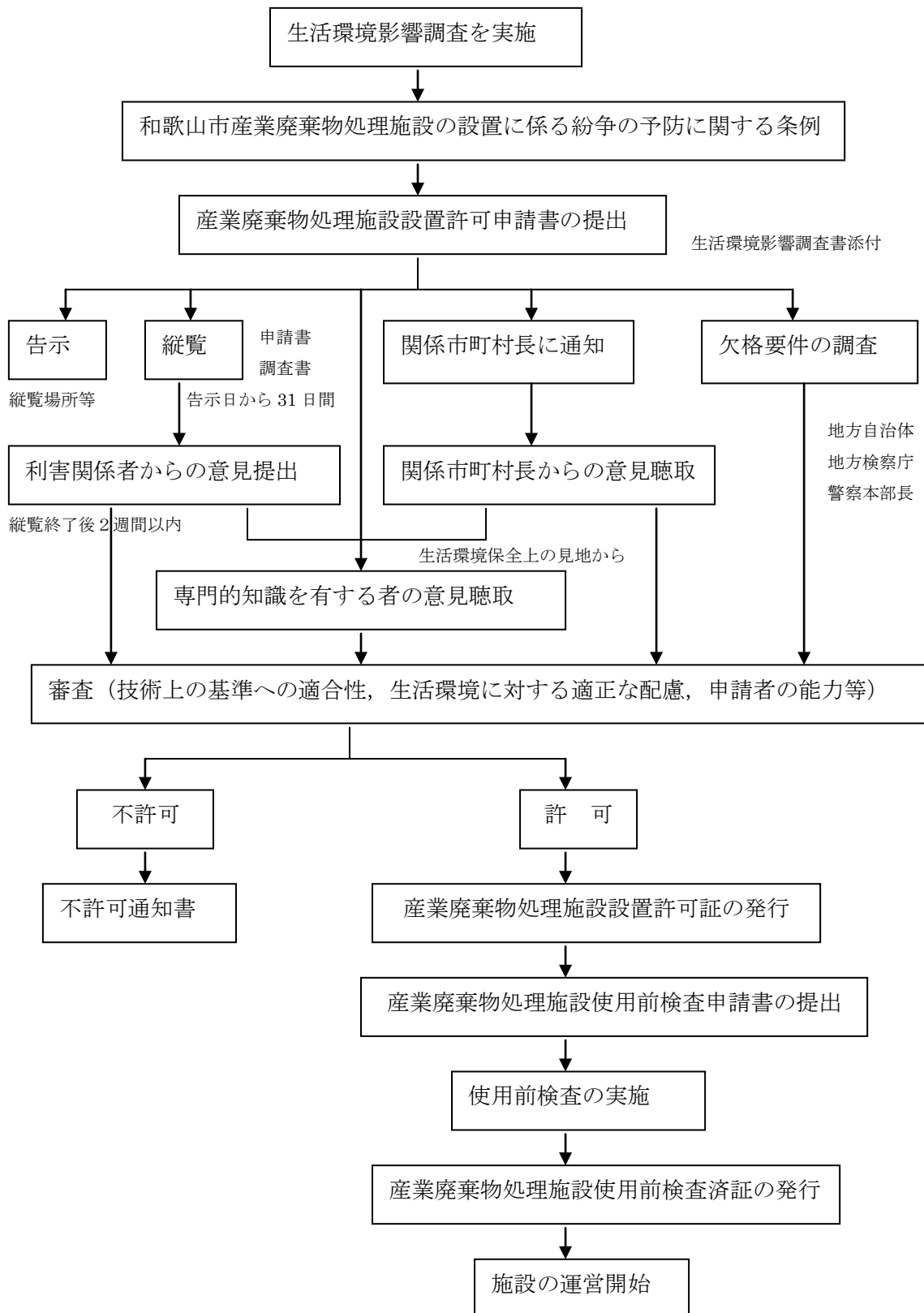
【国等が率先して再生品等の調達を推進】

参考資料 2

○和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例フロー



○産業廃棄物処理施設に係る事務手続フロー



※告示・縦覧を要する施設

汚泥・廃油・廃プラ・産業廃棄物・PCB等の焼却施設, PCB等の分解施設,
PCB汚染物等の洗浄施設又は分離施設, 最終処分場

参考資料 4

○産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	排水処理及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3 廃油	鉱物油、動植物油、潤滑油、溶剤、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10 鉱さい	鋳物廃砂、高炉・転炉・電気炉等の溶解炉かす（スラグ）、不良鉱石、粉炭かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、産業廃棄物処理施設から発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類、木製パレット等
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥の解体等により生ずる特定部位等の残さ
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 [家畜伝染病発生時の死体の処理は「家畜伝染病予防法」が優先]
	20 産業廃棄物を処分するために処理したもの	上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）

参考資料 4

○産業廃棄物の種類と具体例（特別管理）

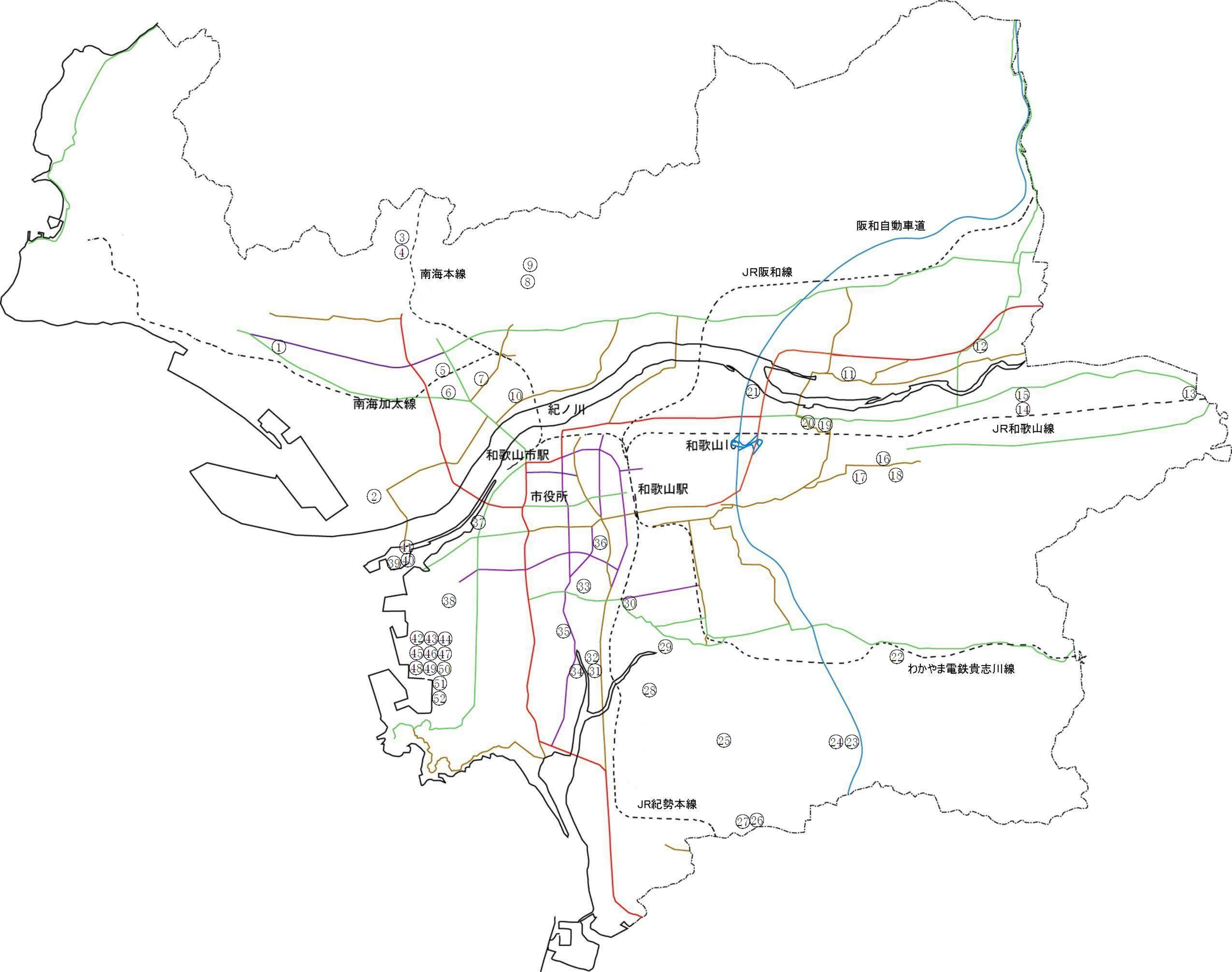
	種類	具体例
1	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
2	廃酸	pHが2.0以下の酸性廃液
3	廃アルカリ	pHが12.5以上のアルカリ性廃液
4	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物 又はこれらのおそれのある廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、政令13号廃棄物）
5	廃PCB等	廃PCB、PCBを含む油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので基準に適合しないもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業（吹付け石綿、石綿建材除去事業用器具類等） 特定粉じん発生施設（集じん施設により集められたもの、使用された器具類等） 輸入されたもの
	特定有害産業廃棄物	施行令別表第3に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥 ① 鉱さい（金属類が基準不適合のもの） ② ばいじん（Hg含有） ③ ばいじん（Cd含有） ④ 燃え殻（Cd含有） ⑤ 廃油（廃溶剤） ⑥ 汚泥 ⑦ 廃酸 ⑧ 廃アルカリ ⑨ ばいじん、燃え殻 ⑩ 汚泥（DXN含有） ⑪ 指定下水汚泥 ⑫ ①～⑪の特定有害産業廃棄物の処理物で、基準不適合のもの

○産業廃棄物中間処理場一覧表

番号	所在地	処理方法	処理できる産業廃棄物の種類
1	西庄	脱水（移動式）	有機性汚泥
2	湊	脱水・天日乾燥・焼却・油水分離・破碎	汚泥・ばいじん・廃油・廃プラスチック類・金属くず・木くず・がれき類
3	梅原	天日乾燥・破碎	無機性汚泥・木くず・がれき類
4	梅原	天日乾燥・造粒固化	無機性汚泥
5	梶取	圧縮・梱包・減容固化	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず
6	狐島	破碎	廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
7	梶取	破碎・選別・減容固化	燃え殻・無機性汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類・ばいじん
8	平井	破碎・発酵	木くず
9	平井	堆肥化	動植物性残さ
10	福島	切断・圧縮	廃プラスチック類・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず
11	西田井	破碎	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
12	川辺	破碎・切断	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず
13	上三毛	破碎	木くず
14	吐前	破碎・切断	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
15	吐前	破碎・選別・圧縮	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
16	和佐中	破碎・圧縮	廃プラスチック類・金属くず・ガラス陶磁器くず
17	下和佐	圧縮・選別	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・金属くず
18	禰宜	破碎・発酵	木くず
19	岩橋	破碎・選別・圧縮	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
20	出島	破碎・選別・圧縮	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
21	出島	破碎	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
22	口須佐	脱水（移動式）	汚泥
23	松原	破碎	ガラス陶磁器くず・がれき類
24	馬場	破碎	ガラス陶磁器くず・がれき類
25	広原	造粒固化	無機性汚泥
26	本渡	破碎	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類

参考資料 5

番号	所在地	処理方法	処理できる産業廃棄物の種類
27	本渡	破碎	廃プラ類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず
28	田尻	破碎・選別・圧縮	廃プラ類・金属くず・ガラス陶磁器くず
29	坂田	破碎（移動式）	木くず
30	中島	破碎・切断・圧縮	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラス陶磁器くず
31	小雑賀	破碎・選別	燃え殻・無機性汚泥・廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類・ばいじん
32	小雑賀	破碎・切断	廃プラ類・ゴムくず・金属くず
33	雄松町	天日乾燥・造粒固化・圧縮	汚泥・廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず
34	塩谷	破碎（切断・圧縮）	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
35	宇須	中和・脱水	廃酸・廃アルカリ・汚泥
36	元町奉行丁	破碎・切断・圧縮	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
37	植松丁、西河岸町	破碎・切断・圧縮	廃プラ類・紙くず・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず
38	湊	焼却・破碎	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラ類・ガラス陶磁器くず
39	湊	焼却・中和	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・動植物性残さ・動物系固形状不要物・感染性産業廃棄物
40	湊	ばい焼・中和・混合ろ過	無機性汚泥・廃酸・廃アルカリ・廃油と廃酸の混合物・廃プラ類
41	湊字青岸坪	焼却	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物不要固形物・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・動物のふん尿・動物の死体・感染性産業廃棄物
42	西浜	破碎・選別	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
43	西浜	脱水・中和・破碎・発酵	汚泥・廃酸・廃アルカリ・動植物性残さ
44	西浜	破碎	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・動植物性残さ・ガラス陶磁器くず・がれき類
45	西浜	造粒固化・天日乾燥・破碎・圧縮	無機性汚泥・廃プラ類・紙くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
46	西浜	破碎・圧縮・選別	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
47	西浜	減容固化・破碎・切断	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
48	西浜	破碎・切断・圧縮・選別	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
49	西浜	破碎・選別・圧縮	廃プラ類・金属くず・鉛さい・ガラス陶磁器くず
50	西浜	破碎・選別	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
51	西浜、雑賀崎	破碎・造粒固化・発酵液化	無機性汚泥・廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類・動植物性残さ
52	西浜	圧縮・梱包・減容固化	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず



『和歌山市産業廃棄物処理指針』

平成 22 年 3 月 発行

平成 26 年 3 月 改定

発行・編集 和歌山市 市民環境局

環境事業部 産業廃棄物課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

TEL073-432-0001 (代表) 073-435-1221 (直通)

Fax073-435-1292